

業務委託契約書(記事執筆)

(契約の目的)

第1条 甲(委託者)は、乙(受託者)に対し、以下の業務(以下「本業務」という)を委託し、乙はこれを受託する。

業務内容:[記事タイトル、テーマ、内容などを具体的に記載]

記事数:[記事数を記載]

納品形式:[Wordファイル、テキストファイル、CMSへの直接投稿など具体的に記載]

納品場所:[メールアドレス、クラウドストレージ、CMSなど具体的に記載]

納品期限:[具体的な日付を記載]

(業務遂行)

第2条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本契約に従い、本業務を誠実に遂行するものとする。

第3条 乙は、本業務の遂行にあたり、自己の判断と責任においてその方法を決定し、甲からの具体的な指示がない限り、甲の指揮命令を受けることなく業務を行うものとする。ただし、甲は、本業務の円滑な遂行のため、乙に対し、必要な情報提供、資料の貸与、参考となる指示等を行うことができる。

第4条 乙は、本業務の一部または全部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(成果物の権利)

第5条 本業務の遂行により乙が作成した記事(以下「本成果物」という)に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む)その他一切の権利は、その完成と同時に甲に帰属する。乙は、甲または甲が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。

(報酬)

第6条 甲は、本業務の対価として、乙に対し、以下の報酬を支払う。

報酬額:[記事単価 × 記事数]円(税抜)

支払時期:[例:納品月の翌月末日]

支払方法:甲が指定する乙の銀行口座への振込とする。振込手数料は甲の負担とする。

第7条 本業務の遂行に要する費用は、原則として乙の負担とする。ただし、事前に甲乙協議の上、甲が負担することとした費用については、その実費を甲が支払うものとする。

(納品及び検収)

第8条 乙は、第1条に定める納品期限までに、本成果物を甲に納品するものとする。

第9条 甲は、本成果物の納品後[具体的な日数]以内に、その内容を検収し、乙に対し、検収結果を通知するものとする。

第10条 甲が前条の検収の結果、本成果物が本契約の内容に適合しないと判断した場合、乙は、甲の指示に従い、速やかに当該箇所を修正し、再納品するものとする。この場合、再納品期限は甲乙協議の上決定する。

(契約不適合責任)

第11条 甲が納品された本成果物について、隠れた瑕疵を発見した場合、甲は乙に対し、相当の期間を定めてその修補または損害賠償を請求することができる。ただし、その期間は本成果物の納品日から[例:3ヶ月]以内とする。

(契約解除)

第12条 甲または乙は、相手方が以下のいずれかの項目に該当した場合、催告なしに直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

本契約の条項に違反し、その違反が重大であるとき

支払停止または支払不能の状態に陥ったとき、もしくは破産、民事再生、会社更生または特別清算の手続開始の申立てがあったとき

監督官庁から営業停止または営業免許取消等の処分を受けたとき

第三者より差押え、仮差押え、仮処分等の申立てを受け、本契約の履行が困難となるおそれがあるとき

反社会的勢力に該当することが判明したとき、または反社会的勢力との関係を有することが判明したとき

その他、本契約の継続が著しく困難となる事由が生じたとき

第13条 甲は、乙が正当な理由なく本業務を履行しない場合、または本成果物の品質が著しく低い場合、事前に乙に通知することにより本契約を解除することができる。

第14条 本契約が解除された場合、甲は乙に対し、解除日までに乙が履行した業務の対価を支払うものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合、甲は乙に対し、損害賠償を請求することができる。

(秘密保持)

第15条 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の技術上、営業上、その他一切の秘密情報を、本契約期間中はもちろん、本契約終了後も第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、法令により開示を義務付けられた場合、または事前に相手方の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(個人情報保護)

第16条 乙は、本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律その他関連法規を遵守し、善良な管理者の注意をもって当該個人情報を取り扱うものとする。

(損害賠償)

第17条 甲または乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(有効期間)

第18条 本契約の有効期間は、契約締結日から[具体的な日付または期間]までとする。ただし、期間満了の[例: 1ヶ月]前までに甲乙いずれからも書面による更新の申し出がない限り、本契約は期間満了をもって自動的に終了するものとする。

(協議事項)

第19条 本契約に定めのない事項または本契約の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。

(準拠法及び合意管轄)

第20条 本契約の準拠法は日本法とする。

第21条 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約の成立)

第22条 本契約は、甲乙双方が記名押印(または電子署名)した日をもって成立するものとする。

(契約書面)

第23条 本契約の成立を証するため、本書面を2通作成し、甲乙それぞれ1通を保管する。

(委託者)

名称:[甲の会社名または氏名]

所在地:[甲の住所]

代表者名:[代表者がいる場合は記載]

印

(受託者)

名称:[乙の氏名または屋号]

所在地:[乙の住所]

印

作成日:[契約締結日]